

登園届は次のページです

登 園 届（保護者記入）

【保護者の皆さまへ】

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、一人一人の子どもが一日快適に生活できることが大切です。
園児がよくかかる下記の感染症については、登園届の記入および提出をお願いします。

- ・この登園届は、「登園のめやす」に該当し、全身状態が良好で集団生活に支障がない状態になってから、登園の初日に提出をお願いします。
- ・医師から再受診の指示があった時は、再受診後に提出をしてください。
- ・登園届を提出後、再度症状が出たときは、自宅での安静や再受診が必要となることがあります。

保育園長 様

組 園児氏名

医療機関名「 」において、令和 年 月 日に下記の診断を受けました。

現在、表中「登園のめやす」欄記載の状態に病状が回復し、全身状態が良好で集団生活に支障がなくなりましたので、 月 日より登園します。

該当 に○	疾病名	登園のめやす
	溶連菌感染症	抗菌薬内服開始後、24～48時間経過していること
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態が良いこと
	急性胃腸炎（嘔吐又は下痢をともなうもの）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、24時間その症状が消失していること、かつ、普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	R S ウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	ヒトメタニューモウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	帯状疱疹	すべての発しんが痂皮化してから
	突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと (発疹出現後に(再度)受診し、診断を受けてからご記入ください)

提出日 令和 年 月 日

保護者氏名

意見書は次のページです

意見書

保育園長 様

組 園児氏名

病 名 「 ※下表該当疾病に○印表記 」

年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関

医 師 名

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。

感染力のある期間を配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育園生活が可能な状態となってからの登園であるようご配慮ください。

保育園登園停止の疾病名

該当 に○	疾病名	登園停止解除の基準
A型 B型	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで、治療薬（タミフル等）を服薬していないこと
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過すること
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）（アデノウイルス）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	流行性角結膜炎	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失するまで
	腸管出血性大腸菌感染症	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によっていずれも菌陰性が確認されたもの
	結核	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	コレラ	
	細菌性赤痢	
	腸チフス	
	パラチフス	

※エボラ出血熱、ジフテリア等の第一種感染症については、従前どおり感染症法に基づき対応します。